

農園利用上の注意事項

1. 農園では、野菜、草花以外の栽培はできません。永年性作物、果樹類の栽培は禁止します。なお、やまいもの栽培は、隣地農地にやまいものツルから種（ムカゴ）が落ちるため栽培は禁止します。
2. 次の行為は禁止します。
 - ①建物・物置及び工作物を設置すること。
 - ②営利を目的として作物を栽培すること。
 - ③使用区画を第三者に転貸すること。
3. 農園内の水道水は散水用です。飲料水ではありませんので、くれぐれも飲まないでください。
4. 農園では周りの使用者に迷惑が掛からないようにしましょう。
 - ①ゴミ箱等は園内にはありません。ゴミは必ず持ち帰ってください。
 - ②除草をこまめにしましょう。隣地区画の方に迷惑をかけるばかりか、害虫発生の原因になります。
5. 自分の農園に隣接した通路は、常に清掃しましょう。また、農具等の物品を置かないでください。
6. 農薬等の使用は極力控えてください。使用するときは使用方法を守り、隣接の農園に薬害が発生しないように注意してください。
7. 車等は必ず駐車場に駐車してください。周辺住民の方や通行する方の路上駐車は皆さんの迷惑になります。
8. 農園に備え付けてある農具類は、ご自由にお使いください。また、使用後は必ず元の場所へ洗って返してください。
9. 農園を返還する場合は、残った作物や草を取り除き、原状を回復してから返還してください。
10. 正当な理由なく農地の耕作を怠ったときや注意事項を守らなかったときは農園を返還していただくことがあります。

守谷市役所経済課扱い